

## 近世の流通システムと産業組織：宿駅と酒造業の経済的機能に関する考察

著者	桑原 秀史
雑誌名	経済学論究
巻	71
号	4
ページ	29-57
発行年	2018-03-20
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/00026834">http://hdl.handle.net/10236/00026834</a>

# 近世の流通システムと産業組織： 宿駅と酒造業の経済的機能に関する考察\*

## Edo-Period Economy from the Industrial Organization Viewpoint : A Comparative Study

桑原秀史

The purpose of this paper is to consider factors explaining the urbanization and marketing during the Edo period from new industrial organization theory.

Ieyasu established a carefully balanced economic and political structure known as the shogunate and a domain system in which the Tokugawa shogunate directly controlled Edo and the heartland of the country while the daimyo governed the 250 or so domains. From the standpoint of marketing and industrial organization theory, this structure was dominated by samurai and relied heavily on the tax yield of the peasants, but it also gave scope to the merchants of Edo, Osaka, Kyoto, and the castle towns to develop commerce and a lively urban culture. Therefore, it seems natural to seek an innovative model that is obtained with a more scientific and objective approach.

Hidechika Kuwahara

JEL : L11, L81

Keywords : vertical restraints, channel of distribution, innovation,  
competition policy, wealthy merchants, warehouse manager,  
industrialization

---

\* 本稿の一部は University of Cambridge 主催の Competition and Industrial Organization in Regulated Industries, Conference 2017 に基づいている。筆者の報告に対し、Newbery, D. (Univ. of Cambridge), Green, R. (Imperial College, London), Sioshansi, E.P. (IEEE), Neuhoﬀ, K. (Unv. of Cambride) から貴重なコメントを頂いた。お礼申し上げます。

## 序

近世の本質は江戸幕府の治世にある。江戸幕府は徳川氏の全国統治の覇府であり、実質は大領主が土地と人民を支配する大名領知制に基づいているからである。そこでの武士は家臣団となり、土地と人民は検地と兵農分離により、領主の権力のもとで支配され、武家経済を負担しかつ維持する。諸大名の領地は恩賜とし、その代わりに軍役その他の忠誠を尽くさせるもので対応する。これらの支配体制が確立したのは、慶長から元和をへて寛永にわたる期間であると思われる。

本稿は古文書等の史料によりながら、産業組織論の応用によって、制度の役割、その存在の根拠、その生成と発展のメカニズムについて、従來說得的な解答を与えることができなかつたいくつかの問題について、新しい分析の光をあてようとするものである。その際、宿駅と酒造業の経済的機能に関する史料に基づいて、商取引契約の履行、生産の組織、使用人の規律付けに着目し、経済行動の特性を考察する。

## I 江戸幕府の経済基盤

まず江戸幕府の経済基盤については、少なくとも次の 4 点が重要と考えられる。第 1 に徳川氏が最大の封建領主として他の大名に卓越して御料・天領の直轄地を持ったことで、安定的に貢租収入を確保できるという財政歳入体制が構築された。第 2 に土地のみならず諸国の都市と鉱山を支配したことである。とりわけ江戸、京都、大坂、奈良、長崎を含む政治・商工業の中心地や港湾地を直轄し、商業、貿易、運輸などの流通システムの結節点をおさえ、都市と農村の商工業者を掌握する。第 3 に鎖国体制を完成し、とくに糸割符仲間を通して生糸などによる貿易の独占的な利益を獲得できたことにある。第 4 に貨幣鑄造権の独占と金銀銅の主要鉱山を掌握したことである。

むろん年貢の徴収方法は江戸期を通じて変化している。大名は所領が与えられることで安堵が保障され、そのかわりに軍役や普請役が課されるが、原則として年貢は賦課されないものであった。しかし享保 7 年の上米制は大名からの米や貨幣の上納を恒常化し、さらに同 5 年に始められた関東・畿内主要河川普

請に対する国役制は私領農村から賦課金を幕府勘定所へ徴収する途を開くことになる。

一方、知行1万石未満の幕府直属の家臣である旗本の領知を知行所、御家人のそれを給知というが、御家人の大部分は蔵米をうけている点も留意しておきたい。江戸時代中期以降をみると、幕府や大藩では地方知行も行われたが、中小の諸藩では蔵米の支給が多くなる。とくに中期以降の幕府の貢租制度は、検見法から定免法へ、そして検見法でも畝引検見から有毛検見へと転換することになる。

## II 宿駅の役割と産業組織のメカニズム

### 1 宿駅の経済的機能

幕藩体制の構造変化のなかで宿駅の経済的機能が変化する。全体の構図からみると、まず道中奉行は五街道とその付属街道宿駅の伝馬、旅宿、飛脚などの取締りや、道路、橋梁などの道中に関するすべての業務を管掌している。これら以外の街道は、その他の領主や代官が管理した。宿駅または沿道では、その周辺での産物が販売され経済的利益を得ていた。宿駅は公用旅行者に対して無賃または低廉な賃銭で人馬を提供し、御用宿を準備するなどの負担は大きかったものと思われる。

対象とする宝塚小浜は16世紀に寺内町として形成された在郷町である。瀬川・池田、あるいは西宮・伊丹から有馬・三田にいたる街道流通の要衝であり、やがて宿場町として発展する。近世幕府は宿駅を賦課した町・市場町で、人馬継立や宿泊業に町（今日の「街」と読み替えてもよい）の経済が依存する割合が高い場合を宿場町と称している。慶長10年ころには、西は生瀬、東は郡山まで荷継ぎをする京伏見街道の駅所や馬継ぎ所となり、とくに京・伏見までは郡山・山崎とならぶ駅所にまで大きく成長している。また小浜の駅場は少なく、隣の米谷、川面、伊子志、鴻池の在馬をつかって宿駅業務をつとめている。その後、伊丹と池田は元和年間に駅所、馬借所の指定をうけることになる。

天和四年正月に小浜町の庄屋（左衛門）、年寄（半左衛門以下四名）、馬借が

「米谷村の茶屋・問屋差止め願」（和田正宣所蔵）を、大坂町奉行所に出している（『宝塚市史第 5 巻』 p.158）。

小堀仁右衛門殿御代官所撰州川部郡小浜町庄屋・年寄・馬借之者共ニ而御座候、小浜町地子高定納七拾石銀納之所ニ而田畑無御座、往古より 御制札頂戴仕京・大坂口より有馬・丹波口之馬次ニ而往還旅人之影を以渡世仕候、然ル処ニ小浜町続米谷村と申所片桐主膳正様・保科弾正様之御知行入組ニ而高六百石余之処御座候、此頃彼村仁右衛門・弥市右衛門・弥市兵衛・五郎左衛門・弥右衛門と申仁三田其外奥口ノ荷物をふつくり馬壺駄前ニ而式分宛ノ場銭を取問屋仕荷物付おろし被致候、其外ニも旅人ノ宿を仕候衆も出来仕候、又彼村之西はつれ有馬口ニ新茶屋五軒被建旅籠をいたし往還馬籠を付おろし被仕候ニ付、小浜町衰微仕人馬共ニ御役儀を勤かね何共迷惑ニ奉存候、殊ニ此ノ新茶屋ハ百姓住宅之ためにも不仕米谷村庄屋衆ノ借家二建被申候、此米谷村と小浜とハ同所同前ノ近キ所ニ而御座候へハ彼新茶屋ニ而昼食休仕、旅人ハ壺人ニ而も小浜町へ腰かけ申人無御座候ニ付小浜町ノ産を被奪何とも迷惑ニ奉仕存候御事

中略

小浜町と申所ハ外ノ馬次宿と替り田畑曾而無御座、定納七拾石之御地子銀共ニ往還之影ヲ以テ相勤来候、然ル処ニ米谷村より小浜之所作を奪被申候ニ付御地子銀并人馬之御役等をも勤兼何共迷惑ニ奉存候、御慈悲ニ米谷村之新規を被止候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、則ねけ道新茶屋絵図ニ差上ケ候御事

古文書を見るに付け、小浜宿駅についても、五街道の宿場町と同じように、町端に石垣・土居などによる見付が設定され、問屋場・本陣が町中心に設けられている。幕府は人馬課役の負担を分担させるために加宿や助郷を設け、常備人馬の負担を数個の村々で一宿の任にあたらせていたことが分かる。人馬の継立ては問屋場がとりしきるが、問屋場には問屋、年寄の宿役人のほか、帳付、

馬指、人足指の下役人が詰めて、宿駅業務にあたっている。問屋場では商荷物の宿継も行われ、陸上の運輸、通信を公儀のもとに統制する連絡網が張りめぐらされていた。史料から伝馬役は百姓固有の役としていたので助郷の負担は大きかったと考えられる。

幕府は、救済策として宿駅救助の助成米の給与や、金穀の貸付け、人馬賃銭の値上げを行った。元和年間には、小浜が御用荷物の馬継ぎをつとめる範囲と、御用の代償である商人荷物の継立による駄賃かせぎをする範囲は、西は生瀬まで、東は瀬川・池田までとなり、南は伊丹までの範囲となったと思われる。このような宿駅の経済構造と御定賃銭の市場行動メカニズムはどのように説明されるのであろうか。

## 2 不確実性のもとでの宿駅規制と投資の抑制行動

このように需要の不確実性のもとでの報酬率規制と投資の理論研究は、桑原(2008) 2章で詳細に施している。また制約条件のもとでの利潤極大化の十分条件や、多種の企業目標のバリエーションとの関係についても、拙著を参照されたい。

ここで述べられる宿駅需要との関係でいえば、需要が確実であり、収益率が規制される場合、二要素の限界代替率は要素価格比よりも小さくなる。このことは公正報酬率規制がある場合、独占企業の資本労働比率は総生産費を極小にする資本労働比率よりも大きくなり、生産要素が非効率的に用いられることを意味する。しかし、需要関数に不確実性が導入された場合、これらの確定需要のもとでの市場行動の結果とは違ったものとなることに留意しなければならない。説明を加えておこう。

被規制企業は事前に価格  $p$  と資本  $K$  を選択する。労働  $L$  は伸縮的な投入物ととらえ、需要を満たすために労働量で調整するので、企業は事後的に選択する。

宿駅では、幕府交付の御朱印証文にしるされた以外の御伝馬荷物や一般荷物を継ぎたてる権利は保障されている。御定賃銭はその継立のさいの公定賃金、

いわゆる公共料金である。そこで宿駅収入は、芻銭と口銭、貸付金利金、助郷分の雇賃、大名などの人馬賃銭、継飛脚・問屋給米、商人荷物札銭、拝借米、問屋場庭銭などで構成される。一方支出であるが、人馬賃銭足銭、役人馬給金、名主・割元・芻銭取り立て人給料、宿役人給料、問屋場入用などである。

かりに需要の確率変数の分布関数が既知であるならば、事前に選択した価格と資本について、報酬率制約を充足する確率を決定することができるので、確率制約条件計画法の問題としてとらえられる。

そこで報酬率制約は

$$H(u : p, K) = [pq(p, u) - wL(q(p, u), K)]/K$$

である。なお価格  $p$  と資本  $K$  が選択されると、次式より、 $h$  は  $u$  の狭義凹関数である。

$$dh/du = \partial q/\partial u \cdot (p - w \cdot \partial L(q, K)/\partial q)/K = 0$$

$$d^2h/du^2 = -1/K \cdot w \cdot (\partial q/\partial u)^2 \cdot \partial^2 L(q, K)/\partial q^2 < 0$$

制約付き期待利潤最大化による  $k$  に関する一階の条件は

$$E[-w \cdot \partial L/\partial K] - r + \lambda(\partial u'/\partial K \cdot f(u') - \partial u''/\partial K \cdot f(u'')) = 0$$

となる。

需要確定のもとでの効果の結果は、 $\lambda > 0$  で制約が有効であるならば、その条件は

$$\partial u'/\partial K \cdot f(u') - \partial u''/\partial K \cdot f(u'') > 0$$

である。

ここで一様の確率密度関数  $f(u') = f(u'')$  とコップ＝ダグラス生産関数  $f(K, L) = K^{1/2}L^{1/2}$  を用いると、上式と違う結果が導出される。規制制約が有効で、 $u'$  と  $u''$  の存在を想定するすると、特定の  $u$  に対応する生産量に必要な労働は  $L = X(p)^2 u^2 / K$  となる。 $h = s$  で評価すると  $u$  の二次方程式として

$$wX(p)^2/K \cdot u^2 - pX(p)u + sK = 0$$

が生じる。つぎに  $K$  に関する  $u'$  と  $u''$  の偏微分係数より、

$$\partial u' / \partial K - \partial u'' / \partial K = \{[-(p^2 - 4ws)^{1/2}] / wX(p)\} < 0$$

となる。

したがって被規制企業は当該生産量の期待最小費用を生み出す資本量よりも、より少ない資本量 (undercapitalization) を選択することがわかる。需要や費用において不確実性のない状況で生まれる報酬率規制の効果である過大資本投資の結果とは、不確実性のある状況のもとでは全く異なる結果が生じることが理解される。すなわち、需要や費用において不確実性が高い部門や時期においては、過少の資本投資の行動が選択され、一方、需要および費用において確実の状況が高い部門や時期では、報酬率規制が過大の資本投資行動を促すのである。

寛文から元禄期にかけて、商品経済の発展にともない、物資移動量は増加し、宿駅需要の拡大期に当たり、その継立をめぐる有利な立場を築こうとする宿駅の競り合いがなされている。幕府は地方の発展に応じて五街道をめぐるつくられた駅法を、全国的な駅法に変えるとともに、公用継立の強制に見合う権利・利益の保障を、より整備した形で宿駅に対して課さねばならない状況にあった。駅法の改正は正徳元年に行なわれている。このように、江戸中期以降、宿駅の役割に大きな変化が生じと考えられる。伝馬の利用増加による宿財政悪化のため、宿の窮迫を訴える宿や、間の宿に休泊の旅人をとられることを訴える宿が多くなる。

より詳しく検討すると、近世の宿駅人馬を使用する際の公定料金は御定賃銭である。御定賃銭は安価に固定されやすいため、寛永期には御定賃銭による宿人馬利用は特権的なものとなり、公用通行や大名などの支配層が利用し、町人・農民は御定賃銭よりも高額な相対賃銭で宿駅人馬を利用した。正徳元年に定められた御定賃銭が、その後の割り増しの基準になり、正徳の元賃銭とよばれる。幕府は御朱印証文の交付によって、証文にしるされた以外の御伝馬荷物や一般荷物を継ぎ立てる権利を保障した。御定賃銭はその継立の際の公定賃銭である。



たとえば宝永三年に幕府は東海道三島宿の人馬賃銭を向こう五年間、三割増しすることをを許したが、このうち一割五分を助郷村の人馬役負担者に与え、残りは刃銭として問屋場に留める一方、それ以外の在村駄賃稼ぎの者からは三割全部を問屋場で集め、宿駅の人馬継立の維持費にしていたことが史料から示されている。

宿駅が困窮していく理由として、第 1 に幕末期の御用交通の増加による無賃人馬賄銭の増加、拝借・地借金の利息の累増などによる宿財政を破綻させたことは、公共料金の変動が経済情勢に見合っていないことをあらわす。第 2 に海運・河川船運が発達し、重貨が陸上運送よりも水上運輸に委ねられたこと。第 3 に宿駅による商人荷物の口銭徴収の減退。第 4 に、問屋・年寄には世襲が多かったが、旅籠屋や農業などの余業を営んでいた。補助部門が宿駅財政を補填している。宿役人の合議機関としては寄合があり、問屋・年寄・名主で構成され、宿内の重要問題、とくに年ごとに伝馬役と歩行役の家を決める役定めを相談決定されていたことがあげられる。<sup>(1)</sup>

以上から、理論的考察によれば近世にみられる宿駅の企業行動は予見可能であるように思われる。不確実性のもとでの産業組織の観点からいえば、総じて、全国的な商品流通機構の確立や新興農民による運輸網の成長、とくに大量の重荷が陸上輸送から水上輸送に委ねられた結果、宿駅需要やその派生需要が減退し、幕藩機構の誘因メカニズムのもとでは、宿駅の過少投資現象が進展せざるを得ないものと思われる。

### III 醸造業の発展と産業組織のメカニズム

#### 1 宝塚の醸造業

元禄期の江戸日本橋に上方の酒造家が出店し盛況をえている様子を、井原西鶴は『日本永代蔵』（諸種の古典において少し違いがみられるが）に描いている。

---

(1) 今日における宝塚市の成長戦略と都市政策については、筆者が委員長として参画した『宝塚商業振興ビジョン：花のまち宝塚に似合いの生活花形産業をめざして』（宝塚市都市振興部）を参照されたい。

上々諸白有、江戸呉服町を見渡せば、掛看板に名をしるし、鴻之池・伊丹・池田・山本・清水・小浜・南都諸白の名酒爰に出棚のかほり

宝塚において、宿場町であった小浜や山本の村々には、江戸積酒造業を展開していたことが知られる。とくに中筋村には一七世紀後半、江戸積を盛大に行っていたであろう小池治右衛門酒造家があった。この点は宝塚の宿駅の古文書からも窺い知ることができる。

近世 17 世紀前期以来急速に発展した江戸積酒造業は、万治元年には小池治右衛門の酒造高は大きい 2800 石にも達している。酒造業は万治 2 年以後幕府の統制を受けて減醸造を余儀なくされることになる。明暦元年酒造株制度ができ、その株高を基準として万治以後減醸規制が強まり、酒造規模を縮小しなければならなくなる。中筋村小池治右衛門の場合、万治元年の造り高は 2800 石、翌 2 年には 1400 石、寛文 8 年に 700 石、天和元年に 87 石 5 斗と大幅に統制されている。にもかかわらず小池治右衛門は元禄 10 年 2980 石の酒造高を中筋村 酒屋治左衛門と尊鉢村 出見世 共から申告しており、立派な事業を展開している。次に古文書によりながら検討を加えよう。

「宝塚中筋村酒造米減少の次第」（小池博 所蔵）二分冊（『宝塚市史第 5 巻』 p.430）の史料に基づくと

万治元戌年 廿四年以前戌年初御改高

一 酒米高式千八百石 小池治右衛門

万治式亥年 廿三年以前亥年ニ戌造高式分一ニ成

一 酒千四百石 同人

延宝八申ノ年戌造高十六分一ニ成

一 百七拾五石 同人

中略

覚

一 江戸は御用相違候御酒屋共之内四人右之改并運上取立申等候、在々御代官

より相改手代相廻シ運上取立申答候、但酒屋家数多キ所は御代官手代斗ニ而は改委細ニ難成付、其所之酒屋之内一兩人歟三四人程も酒屋数ニ応シ改并運上取立候儀を申渡取立候答之事

- 一 今度酒御運上我等四人方へ御運上金銀請取上納仕答ニ候 仰付候、自今已後面々造候酒直段時々相場ニ五割程上ヶ商売致、則其五割増之分へ御運上向後可指上候、縦は相場壺石ニ付百目之酒ニ候ハ、百五十目ニ売可申候、此五十目を御運上ニ差上可申候積り百目ハ自分之売立銀之積り或ハ相場百廿匁酒ニ候ハ、百八十匁ニ売可申候、此内六十目御運上ニ指上百廿匁ハ自分之売立銀之積り如此時々之相場ニ応シ五割つゝ高直ニ売御運上出候積ニ候

その後、元禄 10 年再度厳しい統制が加わり、同年株改めが行われ、元禄調高が定められた。この調高に相当する酒売上相場の 5 割を運上銀として上納すべきことが定められた。西鶴が示すように、史料では宿場町であった小浜や山本の村々は、江戸積酒造業を堅実に展開していたことが理解できる。

## 2 伊丹の醸造業

### (1) 市場構造

元禄 10 年、江戸に運ばれた酒は 64 万樽に及んでおり、大坂・堺・伊丹・池田・尼崎・兵庫・西宮などが銘醸地であった。享保 10 年には江戸に極上酒を送る酒屋 33 軒のうち 15 軒を伊丹が占めている史料がみられる。なお元文 5 年には、伊丹酒が將軍家の御膳酒となっている。

正徳五年の『減石令の節増石嘆願書』（小西新右衛門文書）（『伊丹市史第 4 巻』 p.452）によれば

一伊丹之義ハ無隠名酒所ニ而、江戸様御繁昌従、従往古酒家相続仕、家数四十八軒四万石ノ株ヲ以凡十万石余も酒造仕来候所、先年酒御法度之節ハヶ一ニ減少可仕旨被仰出候ニ付、右四万石ノハヶ一ハ纔五千石ニ而四十八軒ノ酒屋一軒二百石斗リニ相当り候へハ、渡世可仕様無御座及渴命ニ可申段、なけ

かしき次第二奉存、四十八人ノ酒屋共京都へ罷上り、(中略) 尤伊丹造り高八万石と申義ハ、御公義御順見様方御通り之節毎度御尋二付、石数書付指上候御事、其後卅年余ノ間人々身代盛衰二而酒高増減仕、六万石斗リ之酒造二罷成候、然所元禄十五年酒御運上之義被為仰出候へ共、六万石より内ノ酒造二而ハ渡世難致迷惑致候二付、前年ことく丑ノ年二も六万石御請申上ヶ酒造仕候、然共此分委ク御運上指上ヶ候てハ中々商売二相不申二付、右之内御用捨奉願上候所、御慈悲之上丑・寅兩年ハ九千九百六十八石九斗七升四分合之御運上、一ヶ年に三度二上納仕、其余リノ御運上ハ時節ヲ以被召上候義可有御座旨被為仰付被下、願之通り六万石酒造仕候、卯ノ年以後ハ丑ノ年五ヶ一酒造可仕旨之御触有之候故、纔二貳千石斗リ御運上指上ヶ候へ共、内々二而ハ其儘六万石酒造仕来り候故、数年酒家相続仕御慈悲之御厚恩朝夕難有奉存候御事

この正徳5年の史料によれば、伊丹酒屋は48軒で酒造株4万石であるが、稼働は10万石となっている。先年の延宝期の8分の1造りの減釀令では、実醸高は5,000石と少ないのである。そこで京都に願い出て4万石の株高を表向き8万石とし、その8分の1の造りである1万石を造ってきたと古文書は語る。さらに元禄10年の元禄調高に対し6万石の請株をもったけれども、6万石程度では酒運上の上納がうまく行きそうにないので、元禄10、11年の両年に株高9,968石分の運上金を上納することで6万石の酒造を確保し、12年の5分の1造りでは、2,000石分の運上金で6万石の酒造を行ったということである。幕府の規制に対応した伊丹醸造業の思惑がかいま見られる。また正徳5年の減釀令でも、この6万石が株高と認められていたので、3分の1造りで酒造をお願いしたいという嘆願である。

後代の状況により享保末以降をみると、伊丹酒造仲間の特権は、在方酒造地である灘目・今津の台頭で大きく縮小している。享保5年の「酒造人数帳」では、103株のうち稼働は61株で、残りは休株である。中小路村の大鹿屋市郎

兵衛、外城村の加勢屋と次右衛門、植松村の酒屋庄左衛門などの新興酒造家が正徳 5 年以降に参入するが、他方で元禄期の油屋・稲寺屋・升屋などのシェアが大きく低下することになる。

## (2) 流通経路と市場行動

輸送手段では下り酒は当初、馬によって運ばれ、その後、移出量が増加し、菱垣廻船による海上輸送に切り替わる。伊丹酒の輸送経路は、馬で神崎へ運び、つぎに天道船で伝法まで送り、江戸積み廻船で江戸に運ばれた。輸送は伊丹馬借問屋、神崎船積問屋、伝法船積問屋の運送問屋が担当したが、伊丹酒の荷主は酒造家仲間を組織して、その不正の取締りや船の状態について要請することで、酒造家仲間の権益を強めていく。流通チャネルの確保とバイイング・パワーの拡大である。荷主組合は、江戸十組問屋と大坂二十四問屋を結成し取締りにあたる。酒造家は菱垣廻船を管理支配することで、輸送の円滑化を達成する。享保 15 年、酒店組が江戸十組問屋から脱退し、酒荷だけを扱う樽廻船が登場する。留意を求めたいのは樽廻船のものは、伊丹酒造仲間が支援していた伝法船である。

確かに大坂から江戸への下り荷輸送について、江戸諸問屋の荷主仲間は江戸十組問屋を形成する。これに対して、大坂から江戸へ菱垣廻船で積み送った商品の買次に当たったのが大坂側での江戸積み仲間である二十四組問屋である。江戸の十組問屋が注文主で、大坂の二十四組問屋は買次人の関係にある。プリンシパル・エージェントの流れである。天明 4 年に官許を得て二十四組問屋仲間という名称で、株が公認されている。仲間定法 25 ヶ条によれば、注文を受けた買次荷物は安価に仕入れて送付、江戸荷主より買次諸荷物の海上請合または船歩銀の減額の請求に対しては断ること、たとえ買次荷物でも菱垣廻船以外の廻船に積み荷しないことなど、史料に基づくと、予想されるよりも厳しい仲間定法であったことがわかる。

とくに菱垣廻船による酒荷は、酒造仲間の送り荷であり、菱垣積荷物は江戸問屋の注文による仕入れ荷である。そこで海難の損害負担は送り荷については荷主の酒造仲間が担い、仕入れ荷については江戸十組問屋が担っていた。機能

分離とリスク分担がなされている。

また 17 世紀中期に大坂廻船問屋は菱垣廻船とは別に酒荷主体の江戸送りを始めている。寛文元年に地元で廻船問屋ができて 200～400 石積の廻船による酒・酢・醤油などを江戸に輸送している。いわゆる小早で、近世に大坂と瀬戸内各地を定期的に結んでいた小倉渡海の輸送のほかに、上方から江戸に酒を積み下った伝法廻船、大坂通いの熱田廻船や江戸に木綿を運んだ白子廻船を含んでいる。

一方、万治元年伝法船にも廻船問屋ができ、寛文年間には駿河の廻船を借り、伊丹の酒を中心に、醤油・酢・紙・木綿・繰綿の荒荷を積み合い、江戸へ積み下したのが、樽廻船の始まりである。享保 15 年に、酒問屋が江戸十組問屋から独立し、菱垣廻船とは別に酒荷物専用の樽廻船を運航する。酒荷物は、酒造家の委託販売であるので、海難事故の負担は酒造家仲間の任となる。明和 7 年、菱垣廻船と樽廻船の間で、酒荷物は樽廻船の一方積み、米・藍玉などの七品目は両積み、それ以外は菱垣廻船の一方積みとする積荷協定が結ばれた。その後、菱垣廻船は樽廻船に洩積みされて、衰退の道を辿る。幕末には樽廻船仕立ての廻船には酒荷物ほかに荒荷物も積載されることになる。かように輸送チャンネルが大きく変化する。

このように、伊丹酒は元禄期に最盛期を迎え、文化・文政期は新興の灘目に勢いを譲ることになる。天保期に入り幕府が勝手造りを進めるとさらに衰退が進んでいく。伊丹酒でいえば、従来有力であった舂屋・丸屋・油屋・稲寺屋が衰退し、紙屋・豊島屋・一文字・加勢屋・葉屋が伸びる。近世初期から葉屋という屋号で醸造業を営んでいた小西新右衛門家が大きく発展する。小西家は、樽廻船の寄港である伝法に進出し、さらに大坂安治川で樽廻船問屋を開業し、また江戸では小西利右衛門が江戸店を、小西利作が江戸西店の江戸下り問屋を展開することで成長した。この歴史的流れが今日の伊丹の醸造業を牽引する。

正徳五年の貴重な古文書である『酒株之寄帳』（伊丹酒造組合文書）によれば、元禄 10 年請株高は、稲寺屋治郎三郎が 1,140 石（以下、斗・升・合の数値は省略）、油屋勘四郎が 1,052 石、升屋三郎右衛門が 932、堂屋四郎右衛門が 853、油屋藤右衛門が 725、丸屋七左衛門が 621、丸屋重右衛門が 621、升

屋九郎左衛門が 621、豊島屋治郎左衛門が 621、豊島屋休甫が 621、一文字屋作左衛門が 621、丸屋甚兵衛が 518、薬屋新右衛門が 518、木綿屋七郎右衛門が 518、油屋九郎兵衛が 470 などが記されている。<sup>(2)</sup>

### 3 池田の醸造業

元禄 10 年の第三次株改めにおいて、酒造家 38 軒のうち江戸積が 21 軒、集荷高でみれば満願寺屋九郎右衛門が 2939 駄、大和屋十郎右衛門が 2870 駄と大きい。宝暦 14 年には休株 39、酒造高は 1 万石程度にまで減少している。明和年間の御朱印の一件で、朱印状が召し上げられ、池田酒の特権が奪われたことが起因している。御朱印は慶長 19 年の大阪冬の陣で暗峠に在陣中の徳川家康に池田名酒を献上した見返りとして拝領した。池田の酒造業は、十二斎市の特権により仲買商売で資本を蓄積したことを史料は語る。

文政 9 年 9 月の酒年寄大和屋金四郎の小堀主税への史料は次の通りである(池田史談会編纂『池田酒史』p.66)。

一當村酒造の儀は往古より高名傷所柄に御座候、殊更他所の酒造株とは相違ひ、當時無冥加の御株所持難有酒造仕罷在候處、三四拾年以來酒造年々衰微仕り、江戸積駄數減少に相成、江戸表に於て不捌不位、當時にては古格を取失ひ、誠に以て江戸積酒造取續出來難く候、右に付御上納差支、酒造人共歎ヶ敷、依之日夜打寄、相談の上、當六月、當年壹ヶ年、同蒞菟原郡御影村へ村方の酒造株を持出て、寄造仕、何卒其餘情を以て、相續の助にも仕度、細密に御願奉申上候處、此度願之通御聞濟被為成下候段、八月卅日被為仰渡、難有奉畏候、誠に極難澁の譯、被為聞召分て厚く御憐愍を以て右願の通被為仰付、被下候儀酒造人共、一統冥加至極難有仕合奉存候、乍恐依之連印書付を以て御禮奉申上候

(2) 地域おこしと酒造業との関係については、桑原「都市近郊産業と公共政策」第 7 章 p.145-168 (柚木学編 (1993)『淡路島の地域おこし：21 世紀のくにつくり』(御茶の水書房) 所収) を参照されたい。醸造業が地域おこしの「涵養」な戦略となるメカニズムが示されている。さらに樽廻船と酒造りについては柚木学 (1987)『酒造りの歴史』(雄山閣) をも参照されたい。

さらに、天明四年より安政四年に至れる我郷土清酒の江戸積入津高の史料がより興味深い（同『池田酒史』p.89）

是れ朱印問題の不祥事発生後の入津統計数字なるも、今其衰微の原因を考ふるに其原因は種々あり、我郷土の地勢山間に僻在して、交通運搬に便ならず故に其失費額嵩みて、他郷入津酒の平均元價に比し高率の消費額を其元價に含ましめざるべからずも其原因の一なり、其他郷土の消極的保守思想も其進展を阻害し、退嬰の気運を醸成したる事も其一なり、其他種々の原因あるも郷土酒造界の不振衰微の原動力は、詮するに其酒造株の濫賣讓與に依りて、他郷に其讓造力を扶殖したる事、是れ其の主要原因なり

一方、『菱垣問屋の記録』によれば、流通チャンネルの変遷に関して詳しい記述がみられる。

十組問屋共往古より酒荷物と諸色と積合せ來候處、難破船有之候節、酒屋共の外、諸問屋共と海難損金割合甚だ六ヶ敷、諸問屋一同相集り、及論箏、大人數の儀に付、失脚入用等夥しく、相掛り難儀仕候儀、數十ヶ年來、然を處享保年中十組問屋共の内、重立ち候者共打寄り、船積荷物仕法相立て、十組の内酒荷物は別段に積入れ、外九組諸問屋共取扱の諸色と申合せ一手に積合せ、尤石船下積荷物の儀は、砂糖並に、油樽と相定め、是より酒積入候方全く別船に相成候故、樽船と相唱へ來候よし、諸色積合の船は往古の通り菱垣船と相唱へ來候、右仕法相定め候後は、海難等も無之、相互に争論等も無之四十年來も取締宜しく、無難に渡海致候

同著『菱垣船問屋申立書』（『池田酒史』p.90、『新修池田市史第2巻』p.456をも参照）はさらに仔細に展開している。

従御當地御江戸表へ菱垣廻船相下候、最初之儀は元和五年、泉州堺浦の者、紀州富田浦より、貳百五拾石積の廻船借受け、御當地より木綿、油、菟、酒、



酢、醤油、其外荷物積入、其後、寛永元年御當地北濱町、泉屋平兵衛と申者江戸船積問屋相始め、同四年毛馬屋、富田屋、大津屋、郡屋相始め、(中略)菱垣船の手船、若し船切りに相成候得ば、右浦中より請け込み、何時にても江戸大廻し船、為切間敷、と惣荷主中へ證文相渡し、依之、脇濱積船、菱垣船代船に相成候、目印に表へ如當時菱垣を付け、菱垣廻船同様に御座候て外廻船と紛不申候事に御座候、傳法船にも同所の船問屋も有之、酒、酢、醤油、(中略)金物類、疊表、其外諸品取集め、寛文元年の比、江戸表へ積下し

此の間の消息を推論するに、元和 7 年馬借所を指定された池田の馬持仲間、池田村商人の荷物を独占的に扱っていた模様である。猪名川の水運を利用する猪名川通船の申請を馬借は受け入れなかった。当初池田酒は牛馬で神崎などへ津出しされ、小廻しにより安治川または伝法へ積まれ、さらに樽廻船で江戸へ輸送されていた。運賃は池田と伝法で銀 41 匁 5 分、伝法と江戸で 70 匁と、伝法までの輸送コストが高かった。安永 9 年においても、池田村酒造仲間は猪名川通船の申請を断っていたことが上記の史料から読みとれる。海岸沿いに立地して江戸積み廻船を直接利用できる灘目に比べて、輸送面で不利である。これに対して、伊丹酒は酒造家仲間を組織してその状況を有利になるように意を決している。

ところで明暦 3 年の株数は 42 株で、元禄 10 年第三次の株改めで 63 株に増加している。酒造家は元禄 10 年で 38 人であり、酒造米高は 11,232 石 8 斗 5 升である。江戸積酒造家は 21 人で地売り酒造家 10 人である。古文書の記述に基づいて、元禄 10 年池田村町中酒造株高を順次示すと、満願寺屋九郎右衛門 (1,135 石、以下石を省略)、大和屋仁右衛門 (983)、大和屋十郎右衛門 (960)、菊屋甚兵衛 (940)、大和屋伊兵衛 (728)、大和屋庄左衛門 (603)、鍵屋平兵衛 (583)、清水屋七左衛門 (566)、山本屋十左衛門 (500)、鍵屋松右衛門 (440)、菊屋源兵衛 (433)、山本屋平太夫 (400)、山本屋太郎右衛門 (362)、山本屋源次郎 (300)、山本屋十兵衛 (280)、山本屋弥右衛門 (250)、山本屋庄三郎 (250)、小部屋七郎右衛門 (250)、満願寺屋七兵衛 (150)、大和屋仁左衛門 (127) (100 石以下は除く) である。満願寺屋系でも九郎右衛門は突出して

おり、大和屋系は勢いを明暦時に比べて増していることが理解できる。

元禄 10 年の伊丹郷の酒造額をみると、大鹿屋伊兵衛（600）、総屋忠左衛門（180）、総屋與治右衛門（120）など 8 戸にして、醸造額が 970 石 7 升 5 合であるから、時代の動きを反映してか、元禄期の池田村の酒が圧倒的であることが推察できよう。

宝暦 14 年、酒造株 63 のうち 39 が休み株で 24 である。酒造高も元禄 10 年に比して減少し、明和 8 年では 10,282 石で一万程度にまで停滞をしている。明和 7 年の池田村酒造高全体での大和屋一統（大和屋金五郎、同常次郎、同十左衛門、同傳兵衛など）は 52% のシェアを有し、従前に主軸を成していた満願寺屋の勢力が落ちている。

池田村の酒造業は灘目・今津の台頭で衰退の途を歩むが、池田という立地、酒造技術、経営姿勢など、流通システムと産業組織にその原因ある。池田村から広芝まで牛馬駄送で 36 匁、神崎で 37.2 匁、下川原で 12 匁である。寛政 5 年の史料では池田、広芝、伝法の運賃で銀 41 匁 5 分であり、伝法、江戸が銀 70 匁であるから、流通経路上、高率の運賃負担となる。御朱印状一件からも効率の良い通船に背を向けることは衰退を加速することになる。折しも天明 4 年に江戸入津樽數では灘目が 40% まで発展している。このようにみると元禄期ごろが池田酒造の全盛期であると思われる。

文化 3 年、米価下落のため酒造制限が撤廃され、酒造無株でも勝手造りが認められたので、池田村の酒造は灘地方で借り蔵・出店造り・寄造りなどによって生計を得ている。池田の酒造技術による酒造ではなく、池田株の貸付けであり、徳用銀と称される故である。事業収入の安定を金融に求めるという姿勢となる。幕末には灘御影村への出造り株が約 15,000 石にあたるという弘化 2 年の史料もみられる。

文政 8 年に幕府が勝手造り禁止に転ずると、池田村酒造人は酒造株高の半分を灘へ、出造り株または出店株を申請し、酒造株を貸与して一定の収入を得る道を選んでいる。なお現在では呉春が池田酒の伝統を引き継いでいる。

#### 4 江戸期酒造業の産業組織とモデル設計

産業組織論のフレームワークに基づいて、市場流入と流出型の貿易と直接投資による競争圧力を受けている非公共料金分野、とりわけ製造業の動態的効率性の向上が重要であることを検討する。むろん公共料金分野とその他の分野とは密接に関係している。電気は輸入石油に依存する割合が大きく、原油価格及び為替レートの変動により大きな影響を受け、その度ごとに料金改定が行われる。需要面に目を転じて、上水道とミネラル水、モータリゼーションの普及に伴う輸送手段の競合関係など、「資源配分の次善的条件」の観点から、投入財や代替財市場での価格支配力ないし独占度が公共料金分野の事業者の料金決定に直接反映されざるを得ない。この意味でも、江戸期においても非公共料金分野とりわけ製造業においてどの程度、自由競争秩序が維持され、国民生活の向上を意識した競争政策が重視されたかは肝要な課題である。

産業組織と競争政策は、産業政策はもとより、経済政策全般について、江戸幕府の治世とハーモナイゼーションを強く意識して、運営をせざるを得ない。

次の目的は、江戸期初期・中期の酒造製造業を、産業組織論の枠組みに基づき、その特徴と課題を明らかにすることである。

具体的には、第 1 に産業組織論の動向にふれながら、本稿において重要と思われる分析枠組みを概説する。第 2 に、市場流入と流出といった都市間の産業連関に基づき、貿易を考慮した市場構造と市場成果の関係を原理的に整理する。そして第 3 に、製造業における対内直接投資、言わば江戸期ならば他都市間での営業権の譲渡の規定因を吟味する。その際、直接投資と輸出との選択を行う場合、いかなる環境と市場構造条件が直接投資を誘導するかについて、検討を加える。この政策枠組みは、別稿で予定される実証編でのモデル構築の視点を提供することを意図している。

##### (1) 産業組織論の枠組み

このように、近世のダイナミズムをとらえるならば、新産業組織論の典型的な方法論は、初期条件と非ナッシュ行動等の均衡概念を外生としてとらえ、まず政策決定者が企業家と同じ情報を入手するという意味で「計画経済」にお

ける社会的最適条件を求める。ついで企業数が固定されているときの市場均衡と、その最適条件とを比較する。加えて、企業数が変動するときの長期の均衡構造と成果を検討する手続きを経る。したがって、初期条件と行動様式（均衡概念）が外生変数であって、フィードバックは存在しない。そのとき市場構造はより中心的な内生変数として取り扱われる。

具体的には、初期条件と行動は、一方で長期においてのみ市場構造を規定し、他方で短期と長期において成果を規定する。さらに市場構造が短期においてのみ成果を決定するという「因果関係のフローチャート」を描いておこう。まず英国製造業の産業組織と市場行動を考察する。このフレームワークを用いて江戸経済のダイナミズムを解明していきたい。

## (2) 製造業の産業組織と市場行動

国際市場および都市間で流通が生じている場合における製造業の地位を前提として、競争政策および産業政策の視点から、産業組織分析を試みよう。まず市場の流出入貿易を考慮して、市場構造と市場成果の関連を理論的・実証的に検討する。

### 市場構造と利潤率

最初に、産業の利潤率に対して、市場の集中度、さらに製品が高度に差別化されていない場合の流出型輸出密度と流入型輸入品の市場浸透度が、いかなる影響をもつかを考察する。

第1に、産業は  $N$  個の企業で構成され、第2に、輸入の競争圧力と輸出の機会を考慮する。第3に、生産能力の制約がないとするので、企業は国内向けおよび輸出向けにどれだけ生産を行うかについて、独立に決定できるとする。

第  $i$  企業の利潤は

$$\pi_i = PQ_i + P_w X_i - C_i(Q_i + X_i) - A_i(X_i) \quad (i = 1, \dots, N) \quad (1)$$

である。 $P$  は国内価格、 $P_w$  は世界価格、 $Q_i$  は第  $i$  企業による国内市場向けの国内生産量、 $X_i$  は第  $i$  企業による輸出市場向けの国内生産量、 $C_i(Q_i + X_i)$

は第  $i$  企業の総生産費用、 $A_i(X_i)$  は第  $i$  企業の輸出に関連する追加費用（輸送費、関税など）である。

ここで、国内価格は輸入を含めた総国内売上高 ( $Q + M$ ) に依存し、一方、世界価格は輸出市場向けの国内生産量 ( $X$ ) と、世界全体の生産量から輸入 ( $M$ ) を控除した量 ( $Y$ ) に依存すると仮定する。すなわち、

$$P = f(Q + M), P_w = g(X + Y), Q = \sum_{i=1}^N Q_i, X = \sum_{i=1}^N X_i$$

である。

国内市場向けの国内生産量について、第  $i$  企業の利潤の最大化を求め、ついで両辺を  $Q_i$  倍し、産業すなわち  $N$  企業分の合計を導くと、

$$PQ - \Sigma C'_i(Q_i + X_i)Q_i + \Sigma Q_i^2 f'(Q + M)(1 + \mu + \beta) = 0$$

となる。

ここで、 $\mu$  と  $\beta$  はウエイト付けされた推測的変動項である。それぞれ、 $\mu = \Sigma \mu_i Q_i^2 / \Sigma Q_i^2$ ,  $\beta = \Sigma \beta_i Q_i^2 / \Sigma Q_i^2$ , また、 $\mu_i = \partial \Sigma Q_i / \partial Q_i$ ,  $\beta_i = \partial M / \partial Q_i$  である。

これらを整理すれば

$$(PQ - \Sigma C'_i(Q_i + X_i)Q_i) / (PQ) = [H(1 + \mu + \beta) / E] \cdot Q / (Q + M) \quad (2)$$

となる。ここで、 $H$  は集中度を示すハーフィンダール指数であり、 $E$  は産業の需要弾力性である。それぞれ、 $H = \Sigma Q_i^2 / Q^2$ ,  $E = -[P / (Q + M)] / [f'(Q + M)]$  である。

したがって利潤率の規定因を示す (2) 式は、次の意味をもつ。

国内の売上に対するプライス・コスト・マージンは、ハーフィンダール指数の増加関数であり、他方、産業の需要弾力性の減少関数である。また、当該マージン率は、国内市場向けの国内生産量が輸入を含む国内総生産量に占める比率によっても規定される。

つぎに、輸出比率の利潤率に与える影響を検討しよう。輸出市場向けの国内生産量に関して、第  $i$  企業の利潤 ((1) 式) を最大化し、さきほどと同様に展開すれば

$$\begin{aligned} & [PQ - \Sigma C'_i(Q_i + X_i)X_i - \Sigma AI'(X_i)X_i] / P_w X \\ & = [Ha(1 + \alpha + \phi) / Ea] \cdot [X / (X + Y)] \end{aligned} \quad (3)$$

となる。

ここで  $Ha$  は輸出集中の指数である。 $Ea$  は世界の需要弾力性である。各記号を説明すると、

$$Ha = \Sigma X_i^2 / X^2, \quad Ea = -[P_w / (X + Y)] / [g'(X + Y)], \quad \alpha_i = \partial \Sigma X_j / \partial X_i, \quad \phi_i = \partial Y / \partial X_i, \quad \text{また、} \alpha = [\Sigma \alpha_i X_i^2] / \Sigma X_i^2, \quad \phi = \Sigma \phi_i X_i^2 / \Sigma X_i^2 \text{ である。}$$

(3) 式より、輸出売上高に対するプライス・コスト・マージンは、輸出集中の増加関数であり、世界需要の弾力性の減少関数である。

(1) 式と (3) 式の共通点を見ると、両式の左辺は、当該産業が限界費用を超えて価格を上昇させることのできる程度を示している。そしてそれらの右辺は、いわゆる市場支配力の程度を規定する市場構造（ハーフィンダール指数、輸出集中の指数）と基本条件（需要の価格弾力性）から構成されている。かりに限界費用が平均費用に等しいとすれば、(2) 式の左辺は国内販売の報酬率であり、他方、(3) 式の左辺は外国販売についての報酬率である。

そこで、総売上高に対する産業の利潤、すなわち利潤率を、(2) と (3) 式から求めると、

$$\begin{aligned} \pi / (PQ + P_w X) & = [H(1 + \alpha + \phi) / E] \cdot [Q / (Q + M)] \cdot [PQ / (PQ + P_w X)] \\ & + [Ha(1 + \alpha + \phi) / Ea] \cdot [X / (X + Y)] \cdot [P_w X / (PQ + P_w X)] \end{aligned} \quad (4)$$

となる。角括弧内の式は、各市場の報酬率を表わし、残りの項目はウエイト付け要因である。

以上の考察から、他の条件を一定とすれば、輸入浸透度の上昇は利潤率の明白な減少を導くが、輸出の効果は明確でない。産業売上に占める輸出シェア（密度）は、国内販売と輸出向けの販売による利潤率へのウエイト付けを通じて、産業の利潤に影響を与える。したがって、輸出の利潤率におよぼす全体的な効果は、国内状態と比較した場合の当該製品が世界市場において取引される条件に依存する。

この産業組織モデルは、同質の輸入品、輸出品および国内生産を想定している。その拡張として、輸入品が差別化されているケースを考えることができる。そこでは、各国が自国市場向けの生産については比較優位をもつ傾向があり、輸出は他国の生産者によって充足されない外国の周辺需要から生じる。同様に、輸入はもとより自国で生産されない製品であるが、非主流の製品に対する国内需要である。このような条件のもとでは、国内産業を構成するすべての企業は同質の製品を生産するが、一方で、その価格は差別化された輸入と残りの世界生産量に依存すると想定できよう。

このような輸入品が差別化されたモデルにおいても、産業の利潤率がハーフィンダール指数や輸出集中の指数と正順関係にあり、産業需要の弾力性や輸出の需要弾力性と逆順関係にあることは、同質の製品モデルと同じである。しかし製品差別化のケースでは、産業利潤率の規定要因に関して、つぎの諸点を考慮する必要がある。①国内生産品の価格が輸入の変化に対してどれほど弾力的かという点。②輸入製品の価格の世界産出量に関する弾力性、である。いわば、国内と外国製品の代替性の程度である。③国内生産品の産出量の変化から生じる輸入の変化、すなわち、輸入の加重平均推測弾力性、④輸出に関する世界産出量の加重平均弾力性である。③と④は、外国産出量の推測弾力性を考慮することである。

## 実証結果

英国の製造業を対象に、国際貿易を含む市場構造と市場成果の関連を実証的に検討しよう。市場成果の変数であるプライス・コスト・マージン、輸出と輸入の比率、市場構造の変数である市場集中度等に関する規定因において用いられた記号、変数の定義および測度は、つぎの通りである。

### (a) 変数の定義と測度

$PCM_1$  = プライス・コスト・マージン：(要素費用表示の粗付加価値－工具、経営者、技術者および事務員等の賃金と給与) / (総売上)。

$CR$  = 市場集中度：上位 5 企業の集中度、すなわち、雇用数でランク付けされた上位 5 大規模企業の累積売上集中度。 $IM_1$  = 輸入比率 1：(輸入) / (国内需要)。

$IM_2$  = 輸入比率 2：(輸入) / (国内需要+輸出)。  $EX_1$  = 輸出比率 1：(輸出) / (製造業の売上)。  $EX_2$  = 輸出比率 2：(輸出) / (製造業の売上+輸入)。  $KI_1$  = 規模の経済性：雇用数のランキングの上位から産業売上の半分を占める諸事業所の事業所当りの平均売上高を求め、それを産業の総売上で除したものの。いわば、規模の経済を享受すると想定される事業所の平均売上高の産業売上に占めるシェアである。かりにランキングにより産業売上の半分に満たないランクの場合、雇用の最高ランクの諸事業所の平均売上高を計測した。

$KL_1$  = 資本・労働比率：(純資本支出) / (雇用数)。  $NE_1$  = 必要資本額：事業所当り純資本支出(純投資)。  $SI_1$  = 産業の規模：産業の総売上。

$GI_1$  = 産業成長率(倍率)：(対象年の売上高) / (5年前年の売上高)。

$AV_1$  = 付加価値率：(粗付加価値) / (総売上高)。  $SM_1$  = 中小企業の売上シェア：(雇用数 500 人未満の企業の総売上高) / (産業売上高)、である。

## (b) 分析結果の意味

表より、利潤率であるプライス・コスト・マージン ( $PMC_1$ ) については、資本・労働比率 ( $KL_1$ ) が高く、産業の成長倍率 ( $GI_1$ ) が高い産業ほど、そのマージン率は高い ( $Eq1, Eq2$ )。第 2 に、輸入比率 ( $IM_1, IM_2$ )、いわゆる輸入浸透度が大きい産業ほど、マージン率は低い ( $Eq1 \sim Eq2$ )。この点については、さきほどの市場構造と市場成果のモデルで検討した両者の負の関係の仮説が支持される。

第 3 に、輸出比率 ( $EX_1, EX_2$ ) が高いほど、マージン率は高い ( $Eq1 \sim Eq4$ )。輸出比率とマージン率とは、強い正順関係がみとめられる。このことは、①本来、輸出活動はリスクの大きい事業活動の一つである。輸出には高い情報コスト、為替レートの変動、外国政府による不利な政策といったリスクが伴うのが常であるから、そこには、なんらかのリスク・プレミアムが与えられていなければならない。したがって、輸出に対する報酬率に当該プレミアムが



含まれているならば、輸出比率の高い産業は、売上に対する全体的な報酬率も高くなることが予想される。②さらに注意すべきは、マージン率と資本・労働比率にみられる有意な関係である。かりに、超過利潤を生み出す傾向のある市場構造の特徴（資本・労働比率の背後にある効果）と、費用上の比較優位との間に関連があるならば、利潤率と輸出との間には、ある種の擬似相関が存在するかもしれない。ここでは、規模の経済性や必要資本額が有意な結果をみていないので、一概に、規模の経済が高い参入障壁を形成し、市場支配力が比較的高い価格水準を通して、全体の利潤を増加させているとは言えないであろう。

第 4 に、プライス・コスト・マージンと市場集中度 (CR) との間には有意

表 プライス・コスト・マージンと市場集中

	プライス・コスト・マージン(PCM <sub>1</sub> )				市場集中度(CR)	
	Eq1	Eq2	Eq3	Eq4	Eq5	Eq6
Const.	3.00 (0.98)	5.47 (1.68)	14.15 (14.19) <sup>a</sup>	14.36 (12.91) <sup>a</sup>	37.25 (4.15) <sup>a</sup>	36.87 (8.63) <sup>a</sup>
KI <sub>1</sub>			0.17 (0.89)		5.77 (9.77) <sup>a</sup>	
KL <sub>1</sub>	0.64 (2.70) <sup>a</sup>	0.58 (2.29) <sup>b</sup>			2.11 (3.02) <sup>a</sup>	
NE <sub>1</sub>				0.33 (0.46)		16.97 (6.18) <sup>a</sup>
CR		-0.02 (-0.96)				
SI <sub>1</sub>	-3.00E <sup>04</sup> (-2.01) <sup>b</sup>			-9.21E <sup>-06</sup> (-0.06)		-1.57E <sup>03</sup> (-2.64) <sup>a</sup>
GI <sub>1</sub>	8.34 (3.40) <sup>a</sup>	5.99 (2.50) <sup>a</sup>			-12.61 (-1.84) <sup>b</sup>	
IM <sub>1</sub>			-0.08 (-2.25) <sup>a</sup>	-0.07 (-2.04) <sup>b</sup>		-0.09 (-0.86)
IM <sub>2</sub>	-0.06 (-1.99) <sup>b</sup>	-0.04 (-1.85) <sup>b</sup>			-0.29 (-2.16) <sup>b</sup>	
EX <sub>1</sub>			0.08 (2.45) <sup>a</sup>			0.21 (1.74) <sup>b</sup>
EX <sub>2</sub>	0.09 (2.79) <sup>a</sup>	0.09 (2.82) <sup>a</sup>		0.07 (2.26) <sup>b</sup>	0.25 (2.55) <sup>a</sup>	
$\bar{R}^2$	0.20	0.17	0.07	0.02	0.54	0.35
SE	4.50	4.59	4.94	4.98	13.21	18.12

$\bar{R}^2$  は自由度調整済決定係数、括弧内数値は t を値示す。a は 1%有意水準、b は 5%有意水準を表わす。

な関係はみられない。

つぎに、市場集中度に目を転じよう。第1に、市場集中度 ( $CR$ ) は、主要な市場構造要因である規模の経済、資本・労働比率、必要資本額とそれぞれ有意な正の関係をもつ。そして産業の規模と負の関係を示している。また輸入比率のうち、より経済の実態を表わすと思われる輸入比率2 ( $IM_2$ ) とは負の有意な関係をもち、他方、輸出比率2 ( $EX_2$ ) とは正の有意な関係がみられる。しかし、もう一方の輸入比率1 ( $IM_1$ ) とは有意な関係をもたない。したがって、一般的に、輸出比率の高い産業ほど市場集中度が高い ( $Eq5$ ,  $Eq6$ ) と考えることができよう。

### (c) 輸出と海外直接投資の選択

海外の市場が複占のケース

ここで2つの国、 $A$  (自国) と  $B$  (外国) を想定し、各国に本拠地を置く単一企業を考える。すなわち企業は、外国への輸出によって製品を販売するか、または多国籍企業として、直接投資によって製品を外国で生産・販売するかのいずれかを選択する。外国ではそこに本拠地を置く企業が、市場に参入する。

需要曲線は、両国において線形であり、 $P = a + bX$  とする。 $A$  国の企業は自国において限界費用  $C_A$  と固定費用  $F_A$  で生産する。 $A$  国の企業が  $B$  国に輸出するとき、その限界費用は  $C_A + T_{AB}$  である。ただし  $T_{AB}$  は関税や輸出に伴う輸送費用等である。かりに  $A$  国の企業が  $B$  国へ直接投資を行い、海外生産するならば、その限界費用は単位当り  $C_A$  ( $A$  国と同一) とする。しかし  $B$  国で生産することによる工場特有の固定費用  $F_B$  が生じる。

関税や輸送費 ( $T_{AB}$ ) の存在は、対称的な複占解 ( $X_E$ ) から、輸出企業にとって販売水準を  $X_G$  に減少させる。そのことが、一方で受入国 ( $B$ ) 企業の変動する利潤を増加させ、他方、 $A$  国企業が直接投資から輸出に変更したときの変動する利潤を減少させる。すなわち、 $A$  国企業の直接投資の反応曲線が、輸出の反応曲線よりも原点から離れるので、販売量については、直接投資 ( $X_E$ ) が輸出 ( $X_G$ ) よりも選択される。しかし、かりに子会社設立にともなう工場に特有の固定費用 ( $F_B$ ) がきわめて大きいならば、 $A$  国企業の利潤は、

販売量が増加したとしても、直接投資のもとでより少ないかもしれない。そこで A 国企業の均衡利潤と、各変数の効果を整理しておこう。

A 国企業の B 国への直接投資による均衡利潤 ( $\Pi_D$ ) と、輸出による均衡利潤 ( $\Pi_Z$ ) との差額を  $\Delta\Pi_K$  とすれば、

$$\Delta\Pi_K = (\Pi_D - \Pi_Z) = [4T_{AB}\{2(a - C_A) - (a - C_B) - T_{AB}\} - 9bF_B]/9b$$

となる。すなわち、 $\Delta\Pi_K > 0$  のとき直接投資が、 $\Delta\Pi_K < 0$  のとき輸出が選択される。

各変数が、輸出と直接投資の選択にあたる効果をみると、

$$\partial\Delta\Pi_K/\partial T_{AB} = 4\{2 - (a - C_B) - 2T_{AB}\}/9b > 0$$

$$\partial\Delta\Pi_K/\partial C_A = -(4T_{AB}/9b) < 0$$

$$\partial\Delta\Pi_K/\partial F_B = -1 < 0$$

となる。したがって、企業が輸出と海外直接投資の選択に直面するとき、関税と輸送費用 ( $T_{AB}$ ) の上昇、または受入国の企業の限界費用 ( $C_B$ ) の上昇は直接投資を促し、他方、自国での限界生産費 ( $C_A$ ) の上昇、または受入国 (外国) での固定費用 ( $F_B$ ) の上昇は、輸出を促すことが理解される。

## 小括

近世の酒造業は、農業の生産力の上昇を受けて、農村における商業的農業の展開と商品生産への動きにつながり、それらの流通と産業組織が、近世後期に至って幕藩体制の基盤を切り崩していく要因となる。すなわち近世前期の、領主米の加工業として特権的な株仲間で営まれる商人資本型の酒造業から、近世後期の、小作米の加工業としての地主的酒造業への変化は、流通システムにおけるパワーシフトのダイナミズムそのものである。

さらに、近世酒造業は、幕藩体制成立の当初から幕藩領主の為政者によって公的統制を受けている。米価調整政策の点からみれば、幕藩領主の側で大名・領主の生活維持の為に、米価の安定を計ることが課題となる。酒造業の掌握方法が酒造株制度である。制定は万治 3 年の酒造制限令に遡るが、明暦 3 年の

酒造米高を基準とする。この酒造株札の所持者に酒造営業権を与える。

しかし公的統制は、その効力において決して恒久性をもちえない。なかんずく酒造制限令が発令されている時期だけ有効性をもっており、制限のない勝手造りの時期には、株高に関係なく、自由に造石高を増減できえた。経緯をたどると、株改めは、万治3年の酒造株設定の後、寛文7年の第1次株改め、延宝8年に2次改め、元禄15年に第3次改めが実施されている。この第3次改めの株高は元禄10年の酒造米高を基準とし、全国的規模で酒造業の造石高が調べられたので重要であり、元禄調高という点で基準となった。正徳5年以降、酒造の自由営業の時期に入り、酒株高と実際の酒造高との間に懸隔が生まれる。幕府は寛政元年に天明6年以前の酒造米高によって新たな酒株設定を行い、この酒株は永々株であり、永代にわたっての酒造特権が与えられた無冥加株である。

一方、享保期以降は伊丹酒造仲間の事業者間での交替の時期である。とりわけ摂泉十二郷が形成されるのは、元禄期の江戸積酒造仲間に対抗して、新しい江戸積酒造仲間の台頭が見られたことによる。従来 of 古規酒造仲間に対して、新規酒造仲間である上灘・下灘・今津の灘三郷の登場である。この摂津在々に展開した酒造業は、商品貨幣経済の発展と宝暦期の勝手造り令の影響で、酒造石高を増やし、伊丹・池田など九郷の江戸積古規酒造地を凌駕する。このように、不完全ながらも競争の余地と可能性がみい出される市場において、そこにおける競争と顧客指向の有効性を確保助長しようとする江戸時代の公共政策は、とくにポジティブに評価されるべきである。

古文書を手細にみると、文化・文政期には、江戸積みをめぐる積み競争が生じており、伊丹と灘目は競り合っていたが、生産技術からすれば灘目は寒造りに集中したが、伊丹は依然として四期醸造という伝統方法を続けていた模様である。

さらに流通チャネルについていえば、元禄のころから下り酒の販売は二つの方法で進められている。伊丹の津国屋・加勢屋・紙屋・小西屋・大鹿屋などの江戸出店酒問屋への出店送り、もうひとつは酒造家から江戸に派遣し常駐させている差配人に酒荷を積み送り、その後、酒問屋におくる支配送りの方法であ

る。西宮・今津・灘目は後者の方法を確立している。大坂御用酒積替所が近衛家大坂用達商人俵屋喜助名義で設立されたのは、文政7年のことであるが、つづいて天保5年には近衛家年貢酒として、伊丹の酒造家が毎年、京都で販売できることになったことも大きい。顧みれば、ここに伊丹酒造家の鋭敏な知恵をみることができる。

小西家は大阪安治川で樽廻船問屋を、江戸では小西利右衛門が江戸店を、小西利作が同店の二軒の江戸下り酒問屋を運営し、流通チャネルを円滑に統制したことが特徴である。この小西家のチャネル・コントロールは顧客本位の勝れたマネジメントかつ産業組織といえよう。なおわが国近世酒造業の歴史に関する産業組織の実証分析は、紙面の関係から別稿に譲りたい。

今後、市民の意思に基づく街づくりと都市および産業の成長が円滑に進展するためには、自由企業体制を原則的に維持し、経済発展のダイナミックなパフォーマンスに着眼するならば、市場経済の独特のメリットを減殺することなく、むしろ積極的に活用することを建て前とし、公共政策の改革と戦略的な都市政策の促進によって、可及的すみやかに資源配分効率の改善の途を求めることが望まれる。

※

最後に史料等について懇意な導きを頂いた、伊丹市立博物館館長亀田浩氏、池田市立歴史民俗資料館館長田中万里子様、宝塚市教育委員会社会教育課長水野寧氏にこの場を借りてお礼申し上げたい。

#### 参考文献

- EON-CN (2008), *Regulatory Report for DG Incentive, RPZs & IFI*.  
Fabra, Natalia, Nils-Henrik M. von der Fehr and Harbord, D. (2006), "Designing Electricity Auctions", *RAND Journal of Economics*, 37(1).  
Green, R.J. (1996), "Increasing Competition in the British Electricity Spot Market" *Journal of Political Economy*, 100(5).

- Jamasb, T., Nuttall, W.J., and Pollitt, M. (2003), *Future Electricity Technologies and Systems*, Cambridge University Press.
- Joskow, P.L. (2002), “Electricity Sector Restructuring and Competition: A Transaction-Cost Perspective”, in Brousseau, E. and Glachant, J.M., *The Economics of Contracts*, Cambridge University Press.
- Laffont, J.-J. and Tirole, J. (1993), *A Theory of Incentives in Regulation and Procurement*, MIT Press.
- Lise, W. and Kryseman, G. (2007), “Long-term Price and Environmental effects in a Liberalised Electricity Markets” *Energy Economics*.
- Neuhoff, K. and Newbery, D. (2005), “Evolution of Electricity Markets: Does Sequencing Matter?” *Utilities Policy*, 13.
- Office of Public Sector Information (2009), *Climate Change Act 2008, Explanatory Notes*.
- Ofgem (2006), *Transmission Price Control: Final Proposal*, London: Ofgem.
- Ofgem (2008), *Electricity Distribution Price Control Review, Policy Paper*, December. London: Ofgem.
- Pollitt, M. (2008), “Liberalisation and Regulation in Electricity Systems” in Sioshansi, F.P.(ed.), *Competitive electricity Markets*, Oxford: Elsevier.
- Sijm, J., Bakker, S., Chen, Y., Harmse, H. and Lise, W. (2005), *CO2 Price dynamics: The Impact of EU Emissions Trading on the Price of Electricity*, Energy Research Centre of the Netherlands.
- Weitzman, M. (2008), *On Modeling and Interpreting the Economics of Catastrophic Climate Change*, mimeo.
- 桑原秀史 (2008) 『公共料金の経済学—規制改革と競争政策—』有斐閣。
- 桑原秀史・高嶋克義 (2008) 『現代マーケティング論』有斐閣。